

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会

# 第 1 回 常任委員会

日時：令和 8 年 4 月 28 日（火） 午後 2 時 30 分

場所：東御市中央公民館 3 階 講堂



# 信州やまなみ国スポ東御市実行委員会

## 第1回常任委員会 次第

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 報 告

報告第1号 信州やまなみ国スポ競技会会期の決定について

### 4 議 事

議案第1号 信州やまなみ国スポ東御市協賛取扱要項(案)について

議案第2号 信州やまなみ国スポ東御市運営ボランティア募集要項(案)について

議案第3号 信州やまなみ国スポ東御市保険加入要項(案)について

議案第4号 信州やまなみ国スポ東御市歓迎・おもてなし実施要項(案)について

議案第5号 信州やまなみ国スポ東御市売店設置要項(案)について

議案第6号 信州やまなみ国スポ東御市案内所・休憩所設置運営要項(案)について

議案第7号 信州やまなみ国スポ東御市リハーサル大会実施要項(案)について

議案第8号 信州やまなみ国スポ東御市式典実施要項(案)について

議案第9号 信州やまなみ国スポ東御市食品衛生対策要項(案)について

議案第10号 信州やまなみ国スポ東御市弁当調達実施要項(案)について

議案第11号 信州やまなみ国スポ東御市医療救護対策要項(案)について

議案第12号 信州やまなみ国スポ東御市防疫対策要項(案)について

議案第13号 信州やまなみ国スポ東御市環境衛生対策要項(案)について

議案第14号 信州やまなみ国スポ東御市輸送交通業務実施要項(案)について

議案第15号 信州やまなみ国スポ東御市警備・消防防災業務実施要項(案)について

### 5 その他

### 6 閉 会

信州やまなみ国スポ 東御市実行委員会  
常任委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	変更
1	委員長	市関係	東御市	市長	花岡利夫	

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名	変更
2	副委員長	市議会関係	東御市議会	議長	山崎康一	
3	副委員長	スポーツ関係	東御市スポーツ協会	会長	加藤行孝	
4	副委員長	市関係	東御市	副市長	掛川卓男	
5	副委員長	市関係	東御市	教育長	山口千春	
6	委員	市議会関係	東御市議会	副議長	大塚博文	
7	委員	市議会関係	東御市議会総務産業委員会	委員長	田中信寿	
8	委員	市議会関係	東御市議会社会文教委員会	委員長	滝澤栄一	
9	委員	県・警察関係	上田警察署	署長	北原研一	
10	委員	競技団体	長野県ハンドボール協会	会長	矢島富士雄	
11	委員	競技団体	長野県ボクシング連盟	理事長	奥原亨	
12	委員	スポーツ関係	東御市スポーツ推進委員	会長	三溝和子	
13	委員	学校関係	東御市校長会	校長	小林和彦	
14	委員	学校関係	長野県東御清翔高等学校	学校長	倉石仁志	
15	委員	産業・経済関係	東御市商工会	会長	坂口晋一	
16	委員	産業・経済関係	東御市工業振興会	理事長	後藤誠	
17	委員	産業・経済関係	信州うえだ農業協同組合東部地区事業部	部長	小林正樹	○
18	委員	産業・経済関係	佐久浅間農業協同組合北御牧支所	支所長	比田井忠明	
19	委員	輸送・交通関係	公益社団法人長野県バス協会	東信エリア代表	白鳥明	
20	委員	輸送・交通関係	一般社団法人長野県タクシー協会	会長	山谷恭博	
21	委員	宿泊・観光・衛生関係	長野県旅館ホテル組合観光誘客推進委員会	委員	大久保寿幸	
22	委員	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人信州とうみ観光協会	会長	北沢達	
23	委員	医療・保健関係	一般社団法人小県医師会	会長	丸山和敏	
24	委員	医療・保健関係	東御市医人会	医科幹事	太田心平	○
25	委員	社会団体関係	東御市区長会	会長	増澤昇	○
26	委員	社会団体関係	社会福祉法人東御市社会福祉協議会	会長	横山好範	
27	委員	市関係	東御市総務部	部長	清水悟	○
28	委員	市関係	東御市企画振興部	部長	中村昌彦	
29	委員	市関係	東御市市民生活部	部長	小林裕次	○
30	委員	市関係	東御市健康福祉部	部長	掛川一郎	○
31	委員	市関係	東御市産業経済部	部長	小林幸司	
32	委員	市関係	東御市都市整備部	部長	高橋則幸	○
33	委員	市関係	東御市教育委員会事務局	教育次長	岩下雄司	○
34	委員	市関係	東御市議会事務局	局長	織田秀雄	
35	委員	市関係	東御市民病院	事務長	井出政之	

委員長 1名

副委員長 4名

委員 30名

計 35名

【報告第1号】

信州やまなみ国スポ競技会会期の決定について

信州やまなみ国スポ競技会の会期が決定されたことから、本市開催競技の会期について次のとおり報告する。

会 期：令和10年9月23日（土）から10月3日（火）までのうちの7日間

競技	種別	競技会場	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27	10/2	10/3
			土	日	月	火	水	月	火
ボクシング	成年男子 成年女子 少年男子	東御中央公園第一体育館	●	●	●	●	●	-	-
ハンドボール	成年女子	東御中央公園第一体育館	-	-	-	-	-	●	●



8 その他

この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。

協賛申込書

年 月 日

(申請先)

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長 様

【申込者】

所在地

名称

代表者名

印

東御市で開催される信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法		<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与
引渡し年月日		年 月 日
その他		

※【個人協賛者は、以下のチェックをお願いします】

○「信州やまなみ国スポ東御市協賛取扱要項」及び別紙「個人協賛に当たっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する       同意しない

【担当者連絡先】

所属名

氏名

電話

## 個人協賛に当たっての確認書

信州やまなみ国スポ東御市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛に当たっては、「信州やまなみ国スポ東御市協賛取扱要項」及び該当確認書の内容を事前に御確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックした上で申込みをお願いいたします。

### 1 個人情報の取扱い

- (1) 「信州やまなみ国スポ東御市協賛取扱要項」及び「個人協賛に当たっての確認書」への同意が必要となります。
- (2) 氏名の公表に同意した場合、協賛物品等、実行委員会ホームページ等に個人の氏名を掲載することができます。  
なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議の上で決定します。
- (3) 実行委員会は、協賛申込書（様式第1号）において知り得た協賛者の氏名、住所、その他個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

### 2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し、無効、損害賠償等のいかなる措置にも異議申立てをしないものとします。

- (1) 個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係をもたないこと。
- (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させて、協賛を行うものでないこと。

協賛物品等受領書

年 月 日

様

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長

東御市で開催される信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に御賛同いただき、下記のとおり協賛物品等を受領したことを証明します。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日	年    月    日	
その他		



- (1) 実行委員会は、応募条件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取消することができる。
  - ア 本人又は団体から申出があった場合
  - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
  - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

## 9 活動内容の決定

ボランティア登録者の活動内容、日時及び場所については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

## 10 研修等

実行委員会は、ボランティア登録者に対し、大会への理解を深め、円滑な運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を開催する。

## 11 報酬及び交通費等

ボランティア活動、研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

## 12 服飾及び食事

- (1) ボランティアの活動に当たっては、運営ボランティアであることが識別できる服飾を、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (2) ボランティアの昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。

## 13 保険

- (1) ボランティア活動及び研修の参加に当たり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。
- (2) ボランティア以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

## 14 個人情報の取扱い

- (1) 応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に保護する。
- (2) 登録者の個人情報については、実行委員会が大会の運営に必要な場合のみ使用するものとし、その他の目的で使用しない。ただし、申込み時に信州やまなみ国スポ実行委員会（長野県）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、当該実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

## 15 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。



区分	保険金額【支払限度額】	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害事故

被保険者が、国スポの開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するための自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 一般観覧者	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
医師	1 億 5,000 万円	3 万円	1 万円
看護師	3,000 万円	1 万円	5,000 円
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

4 適用除外

前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険特約上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 国スポ期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会へ事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。

事故報告書

年 月 日

(申請先)

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長 様

競技  
所属  
報告者

事故発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名				
	被害状況				
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】			
所有者	氏名				
	住所				
	電話番号				

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号					
負傷者	参加区分 (該当を○で 囲む)	選手・監督・役員・競技補助員・競技会補助員(ボランティア) 医師・看護師・一般観覧者※対象外除く その他 ( )			
	住所				
	氏名		性別		生年 月日
	電話番号		親権者氏名		
医療機 関	名称				
	電話番号				
	担当医師				
障害内 容	傷病名				
	症状・程度 など				





第7号)」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を発行する。

ア 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ 上記に掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認める者

(4) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。

なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。

(5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

## 8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又は信州やまなみ国スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

## 9 出店者要件

売店の出店者は、(1)及び(2)に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、東御市内に店舗を有して営業している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 国体・国スポ又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件の全てに該当する者

ア 競技開催期間中、この要項で定める事項を厳守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 納税義務が履行されていること。
- カ 「東御市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員、又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではないこと。

## 10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）

なお、保健所へ模擬店等の食品取扱届出が必要な出店者は、実行委員会に申出をすること。本申請書類の情報を基に、実行委員会が模擬店等の食品取扱届出書を作成し、保健所へ提出する。

## 11 出店者の選定

実行委員会は、前項の規定に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等のPR、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができる。

- (1) 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

## 12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付する。また、出店料の納付を確認した後、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

## 13 保健所及び消防署への手続

### (1) 保健所

ア 「模擬店等の食品取扱届出書」の保健所への提出については、届出が必要なものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

イ 実行委員会は、出店申請書類の情報を基に、「模擬店等の食品取扱届出書」を作成し、提出するものとする。

なお、出店者は、申請書類の内容と変更する場合は、速やかに実行委員会へ報告すること。

## (2) 消防署

上田地域広域連合火災予防条例（平成10年上田地域広域連合条例第26号）第50条第1項第6号の規定に基づく「露店等の開設」の届け出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

## 14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

## 15 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない対象火器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (9) その他国スポ運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

## 16 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される「売店出店許可証（様式第6号）」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等を表示するところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合は、速やかに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

## 17 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 18 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 19 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 「売店出店許可証（様式第6号）」の交付を受けた者が、その交付日から大会終了日までの間に食中毒を発生させたとき。
- (4) 保健所からの指示があつたとき。
- (5) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

## 20 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

## 22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

## 23 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

## 24 その他

- (1) 実行委員会は、売店の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営に関し、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。

売店出店申請書

年 月 日

(申請先)

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名 \_\_\_\_\_  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

信州やまなみ国スポにおいて、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する競技会場に売店を出店したいので、信州やまなみ国スポ東御市売店設置要項第 10 項の規定により申請します。

1 出店希望会場 \_\_\_\_\_ (競技名: \_\_\_\_\_)

2 出店希望形態 テント ( 張 ) ・その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 添付書類

(1) 売店責任者及び従事者の本人確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証など、顔写真のある公的機関が発行したもの)

(2) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し (保健所の許可等が必要な商品の場合)

※営業許可申請書の写しの場合は、許可が下り次第速やかに実行委員会へ提出すること。

(3) 市税の未納がないことが分かる書類 (完納証明書、納税証明書 (写し可、発行から 3 か月以内のもの) )

4 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類を (2) 及び (3) は各 1 通のみで構わない。

様式第2号

売店出店概要書

商号又は名称	(ふりがな)		
代表者役職名 及び氏名	(ふりがな)		
代表者生年月日	T · S · H	年	月 日
所在地			
連絡先	《電話》	《FAX》	
出店担当者	《氏名》	《電話》	
業種			
主要取扱品目 (該当品目をすべて○で 囲んでください)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・郷土物産品・ 飲食物(製造加工品)・飲食物(現地調理品)・宅配便・ その他( )		
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類( ) ・ 無		
国スポ等出店実績	有 ( ) ・ 無		
営業開始年月日	年	月	日 従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
No	商品名	予定数量	販売価格 備考(承認番号等)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 足りない場合は、別紙に追加してください。

様式第3号

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

(商号又は名称： )

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)	(ふりがな)
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

※ 名前にふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	搬出入車	備考
		有 ・ 無		
		有 ・ 無		
		有 ・ 無		

※ 車両の種類は、「2tトラック」「軽トラック」等を記入してください。

※ 搬入、搬出に使用する場合は、「搬出入車」欄に○を付けてください。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表 (東御市実行委員会が設営する備品以外のもの)

備品名	規格等	持込目的

※ 火気又は燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。

(発電機、ホットプレート、プロパンガス等)

※ 消防署への届出に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。

記入がない場合は、火気又は燃料等危険物の使用はできません。

誓約書兼承諾書

年 月 日

(申請先)

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者役職名 \_\_\_\_\_  
及び氏名 \_\_\_\_\_ 印

信州やまなみ国スポにおいて、競技会場への売店出店申請に当たり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請書及び許可後の申請に当たり、信州やまなみ国スポ東御市売店設置要項を遵守します。
- 2 「東御市暴力団排除条例」第2条第1号又は同条第2号に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 販売品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属： \_\_\_\_\_  
担当者氏名： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_  
F A X： \_\_\_\_\_  
E m a i l： \_\_\_\_\_

売店許可決定通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会が設営運営する競技式典の売店の出店について、下記の内容で決定しました。つきましては、下記口座へ 年 月 日 ( ) までに出店料を納入してください。

記

1 出店会場 (競技名 : )

2 出店形態 テント ( 張 ) ・ その他 ( )

3 出店料 \_\_\_\_\_ 円

4 指定振込口座

金融機関 銀行 支店

預金種別 普通

口座番号

口座名

※ 振込手数料については、出店者負担となります。

【問合せ】

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会

電話番号 :

F A X :

売店出店許可証

年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長

年 月 日付けで申請があった信州やまなみ国スポ東御市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
出店許可会場	(競技名： )
出店許可期間	年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( )
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、信州やまなみ国スポ東御市売店設置要項を遵守すること。

売店出店料免除申請書

年 月 日

(申請先)

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者役職名 \_\_\_\_\_  
 及び氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店料について、信州やまなみ国スポ東御市売店設置要項第 7 項第 3 号の規定により免除申請します。

記

- 1 出店会場 (競技名 : \_\_\_\_\_ )  
 2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他実行委員会において特に必要と認める者

(連絡担当者)

担当者所属 : \_\_\_\_\_  
 担当者氏名 : \_\_\_\_\_  
 電話番号 : \_\_\_\_\_  
 F A X : \_\_\_\_\_  
 E m a i l : \_\_\_\_\_

様式第8号

出店料免除決定通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長

年 月 日付けで申請があった信州やまなみ国スポ東御市実行委員会が運営する競技会場内の出店料について、下記のとおり出店料を免除します。

記

- 1 免除対象出店会場 (競技名 : )
- 2 免除理由



- (1) 信州やまなみ国スポ東御市実行委員会は、案内所・休憩所等の設置場所、設置期間、開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における案内所・休憩所等についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。



開閉会式及び表彰式は、競技団体と協議の上、競技運営に支障のないよう簡素で効率的な運営に努める。

(6) 広報・市民運動

ア 広報

国スポ開催に対する市民の理解及び関心を深めるため、各種イベントとの連携等により、広報活動に努める。

イ 市民運動

市民総参加による国スポ開催への機運を醸成するため、各種市民協働の取組を展開する。

(7) 歓迎・おもてなし

ア 歓迎

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場及びその周辺に歓迎装飾を行う。

イ おもてなし

競技会場又はその周辺に、案内所、休憩所、売店等を設置し、関係機関等の協力を得て、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報発信及び提供に努める。

(8) 宿泊・医事衛生

ア 宿泊

選手・監督等が開催期間中、それぞれの分野において活躍できるよう、必要に応じて、関係機関等の協力を得て、快適な宿泊環境の確保に努める。

イ 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等との連携のもと、医療救護体制を整える。また、競技会場及びその周辺は、関係機関等の協力を得て、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用することとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況等を踏まえ、必要に応じて計画輸送等を実施し、安全かつ円滑な輸送に努める。

(10) 警備・消防防災

ア 警備

競技会場及びその周辺における雑踏事故及びその他の事故を未然に防止するため、関係機関等の協力を得て、警備体制を整える。

イ 消防防災

競技会場、大会関係施設等における火災及びその他の災害発生時に緊急対策を講じるため、関係機関等の協力を得て、消防防災体制を整える。

5 その他

この要項の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。



附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。





- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

#### 9 弁当引換所の設置及び運営

実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

#### 10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。

弁当調製施設指定書

様

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会長

信州やまなみ国スポ及び競技別リハーサル大会における弁当調製施設として、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	



- (2) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。

信州やまなみ国スポ東御市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、信州やまなみ国スポ東御市医事・衛生基本計画に基づき、信州やまなみ国スポ（以下「国スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ東御市実行委員会は、信州やまなみ国スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いははじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、東御市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供する等、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、保健所、関係機関等と連携し感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。



ときは、健康増進法第 28 条第 13 号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

#### 附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。



輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員・時間帯等を考慮し、関係機関・団体等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって市外に所在する旅館等を宿舎として利用する選手・監督、役員等の輸送を実施する。

カ 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が東御市と東御市以外の会場地で行われる場合、関係会場地市実行委員会と協議の上、必要に応じて輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とし、それに係る料金は自己負担とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関・団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関・団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。

なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な処置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

国スポ期間中の交通混雑緩和及び環境負荷軽減のため、輸送対象者に対し公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等、必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。



- (ウ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の関連施設での誘導並びに混雑防止の措置に関する事。
- (エ) 関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。
- (オ) 関連施設における避難通路の確保に関する事。
- (カ) 迷子、遺失物等への対応に関する事。
- (キ) 入退場者管理に関する事。
- (ク) 不審者及び不審物の発見と適切な対応に関する事。
- (ケ) 関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。
- (コ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害する者への対応に関する事。
- (サ) 通信手段の確保及び運用に関する事。
- (シ) その他必要な警備業務に関する事。

## 6 消防防災業務

### (1) 基本的事項

- ア 消防法等関係法令を遵守し、関連施設の消防防災に取り組む。
- イ 東御市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。
- ウ 関連施設の火災、その他の災害予防及び災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急救助に関する対策を講じる。
- エ 国スポ期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火、防災に対する意識の向上を図る。

### (2) 業務内容

#### ア 国スポ開催前

- (ア) 関連施設における消防防災体制の確立に関する事。
- (イ) 関連施設における消防用設備、水利等の点検整備に関する事。
- (ウ) 消防防災意識の高揚及び啓発活動の推進に関する事。
- (エ) 関連施設での避難訓練に関する事。
- (オ) 関連施設の予防検査（避難経路の点検及び防火安全対策の指導）に関する事。
- (カ) その他必要な消防防災業務に関する事。

#### イ 国スポ開催期間中

- (ア) 関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。
- (イ) 関連施設の救急救助に関する事。
- (ウ) 関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。
- (エ) 気象情報及び火災その他災害情報の収集と伝達に関する事。
- (オ) その他必要な消防防災業務に関する事。

## 7 大規模災害・突発重大事案に係る諸対策

国スポの開催前及び開催期間中において、大規模災害又は突発重大事案が発生し、東御市災害対策本部が設置された場合は、東御市地域防災計画に基づき対応する。

## 8 広域配宿に係る警備・消防防災業務

広域配宿に係る警備・消防防災業務については、関係機関及び宿泊地市町村と調整し、実施するものとする。

## 9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 東御市で開催する競技別リハーサル大会における警備・消防防災業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## 附 則

この要項は令和 年 月 日から施行する。

# 信州やまなみ国スポ東御市実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、信州やまなみ国スポにおいて、東御市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 東御市を代表する者
- (2) 東御市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

### (役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

### (役員を選任)

第6条 会長は、東御市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

### (任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問及び参与）

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

（会議の種類）

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急の事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規程により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、東御市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この会則は、令和6年3月27日から施行する。

### 附 則

1 この会則は、令和7年7月30日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与であるものは、信州やまなみ国スポ東御市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与到それぞれ委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会関係規定中「第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会」とあるものは「信州やまなみ国スポ東御市実行委員会」と読み替えるものとする。